

2022年5月 税務ニュース

所得拡大促進税制

所得拡大促進税制とは、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。所得拡大促進税制の適用期間は令和4年3月31日までに開始する事業年度（個人事業主は令和4年分）です。

今月は、所得拡大促進税制の概要と雇用安定助成金額の取扱いについてご紹介します。

次月は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度（個人事業主は令和5年分から令和6年分まで）に適用される賃上げ促進税制をご紹介する予定です。

1. 所得拡大促進税制の概要

【通常の場合】

適用要件	税額控除
雇用者給与等支給額 ^{※1} が前年度と比較して1.5%以上増加 (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額 ^{※2}) / 比較雇用者給与等支給額 ≥ 1.5%	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{※3} の15%を法人税額または所得税額から控除 (法人税額又は所得税額の20%が上限)

※1 適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるすべての国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額は除く。）がある場合には、その金額を控除します。

※2 前事業年度における雇用者給与等支給額をいいます。

※3 適用事業年度の雇用者給与等支給額からその適用対象法人の比較雇用者給与等支給額を控除した金額をいいます。

※1～3の金額については下の図をご覧ください。

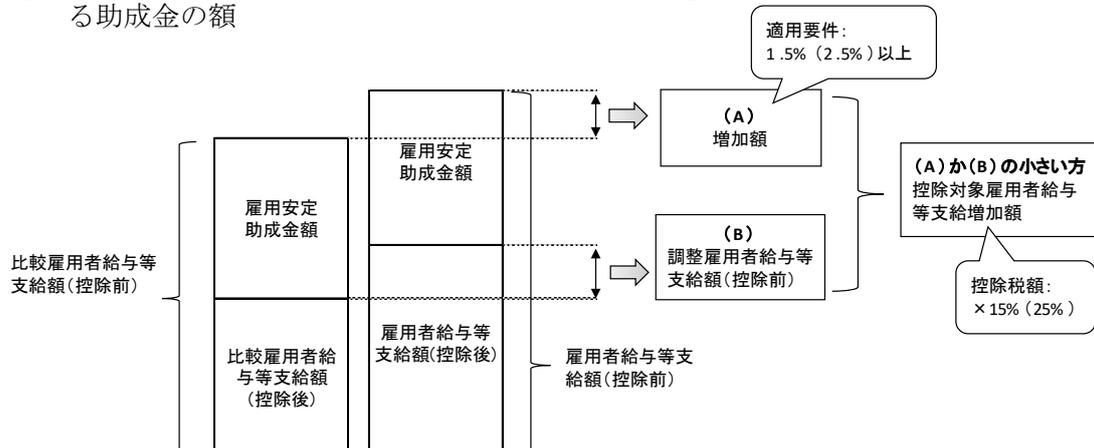
【上乗せの場合】

適用要件	税額控除
雇用者給与等支給額が前年度と比較して2.5%以上増加かつ次のいずれかを満たすこと ①教育訓練費が前年度と比べて10%以上増加していること ②適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること	控除対象雇用者給与等支給増加額の25%を法人税額または所得税額から控除 (法人税額又は所得税額の20%が上限)

2. 雇用安定助成金額の取扱い

雇用安定助成金額は、具体的には次のものです。

- ① 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額
- ② ①に上乗せして支給される助成金の額、その他の①に準じて地方公共団体から支給される助成金の額



ご相談等ございましたらお気軽にお問い合わせください。